



人権尊重都市宣言のまち 品川区

実現しよう 平和で心ゆたかな

人間尊重社会

12月4日～10日は

人権週間

世界人権宣言

昭和23(1948)年12月10日、第3回国連総会で「世界人権宣言」が採択されました。世界人権宣言は、人権と自由を尊重し確保するために、すべての人とすべての国が達成すべき共通の基準を宣言したものです。また、昭和25(1950)年第5回国連総会で、毎年12月10日は「人権デー」と定められました。

区の人権取り組み

区では、平成5(1993)年4月に『人権尊重都市品川』を宣言し、今年が29周年です。これまで、平和で心ゆたかな「人間尊重社会の実現」をめざし、人権尊重思想の普及啓発に取り組んできました。今年も小・中学生の心温まる人権標語やポスターなどを展示した「しながわ人権のひろば2022」や「人権週間講演会」を開催します。

人権尊重都市品川宣言

人間は生まれながらにして自由であり、平等である。いかなる国や個人も、いかなる理由であれ絶対にこれを侵すことはできない。

幾多の試練と犠牲のもとに日本国憲法と世界人権宣言はこの人類普遍の原理をあらわし人権の尊重が国際社会の責務であることを明らかにした

今日、我が国社会の実情はいまだに差別意識と偏見が人々の暮らしの中に深く根づき部落差別をはじめ障害者、女性、先住民族、外国人への差別などどれほど多くの人間が苦しんでいることが

人間が作りあげた差別は人間の理性と良心によって必ずや解消できることを我々は確信する

平和で心ゆたかな人間尊重の社会の実現をめざす品川区は『人権尊重都市品川』を宣言し差別の実態の解消に努め人権尊重思想の普及啓発と教育を推進することをここに誓う

1993(平成5)年4月28日 品川区

品川区民憲章制定40周年

人権週間講演会

会場・オンライン同時開催

12月1日(木) 午後1時開演 (午後0時30分開場)

※座席は全席指定となりますので、開場時間を目安にお越しください。

講演「紛争地、被災地に生きるとは～取材から見てきた命の大切さ、人とのつながり～」



講師/安田菜津紀 (Dialogue for People副代表) フォトジャーナリストとして活動するかわら、報道番組などでも活躍中の安田菜津紀さん。これまでの経験を踏まえて命の大切さや人権についてお話いただけます。

会場 スクエア荏原ひらつかホール(荏原4-5-28)

定員 ①会場参加=150人(抽選) ②オンライン参加=350人(先着) ※通信環境が整ったパソコンかスマートフォンで、Zoomアプリを使って視聴してください。

申込方法 会場参加=11月16日(水)(必着)までに往復はがきで郵便番号、住所、氏名(ふりがな)、電話番号を人権啓発課(☎140-0013南大井3-7-10)へ ※介助が必要な方は「介助者あり」とし、介助者の住所・氏名(ふりがな)・電話番号を記入してください。 ※手話通訳を希望の方、車いす利用の方はその旨を記載してください。 ※結果発送は11月末を予定しています。 ※託児はありません。

オンライン参加=区ホームページ(トップページ・メニュー>区政情報>人権・平和・男女共同参画>人権啓発)から申し込み ※開催2日前までに、お申し込みいただいたメールアドレス宛にオンライン参加のURLとパスワードをお送りします。詳細は区ホームページをご覧ください。

申込往復はがきの書き方

Table with 2 columns: [往信オモテ] and [返信ウラ]. Includes address and recipient information for the application postcard.

[返信オモテ] [往信ウラ]

Table with 2 columns: [返信オモテ] and [往信ウラ]. Includes return address and recipient information for the reply postcard.

※2名以上のお申し込みは抽選の対象とはなりません(介助者を除く)。はがき1枚につき1名までのお申し込みとさせていただきます。 ※申し込みいただいた個人情報は、講演会の実施以外に使用することはありません。ただし、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から保健所等へ個人情報を提供する場合があります。

会場参加される方へのお願い

※入場前に検温を実施します。発熱の症状がみられた場合、入場をお断りすることがあります。 ※ご来場の際にマスクの着用と手指消毒をお願いいたします。やむを得ない事情でマスクの着用が困難な方やアルコールアレルギーをお持ちの方はお申し出ください。また、当日咳やのどの痛み、発熱などの症状がある方、同居家族や身近な友人などに症状がみられる方がいた場合は来場をお控えください。 ※新型コロナウイルス感染症の影響などにより、内容が大幅に変更となる場合があります。

みんなであらう

私たちの人権

区では、これまで「人権尊重都市品川宣言」を様々な施策の中に生かしながら、人権啓発や人権教育を推進してきました。しかしながら、私たちの身のまわりには、子どもや高齢者への虐待、配偶者などからの暴力、障害がある方や外国人に対する偏見や被差別部落(同和地区)出身の方に対する差別など、様々な人権問題が依然として存在します。特に最近では、インターネットを悪用し、投稿先のSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)での誹謗中傷などの人権侵害や様々な差別行為による重大な人権問題が生じています。

こうした中、平成28(2016)年4月には、「障害者差別解消法」、同年6月に「ヘイトスピーチ解消法」、12月に「部落差別解消推進法」が施行されました。さらに令和元(2019)年5月には、「アイヌ施策推進法」が施行されました。

「人権尊重都市品川宣言」に込められた思いを胸に、私たち一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、他人の人権に配慮した行動がとれるよう、相手の気持ちを考え、思いやることを大切にしていきましょう。人権問題の解決は、私たち一人ひとりの意識や行動から始まります。

インターネットの利用にもルールとマナーがあります

インターネットにより、コミュニケーション手段が便利になる一方で、インターネットを悪用した事案が増えています。特定の個人を対象とした誹謗中傷や差別的な表現の書き込み、個人情報の掲載、インターネット上でのいじめなど、人権やプライバシーの侵害につながる行為が大きな問題となっています。また、特定の国籍の人を排斥するヘイトスピーチや部落差別(同和問題)に関して差別を助長するような内容の書き込みがなされることもあります。



インターネットの節度ある利用について

- 差別的な発言や誹謗中傷を書き込まない
- なりすまし行為はしない
- 個人情報を書き込まない

通常インターネット上では、名前や顔を知られずに情報を発信することが可能なため、現実の世界よりも人権を軽視した行為をしやすいためです。そのうえ、情報は一瞬にして大勢の人に伝わってしまい、一度公開された情報は完全に消すことはできません。インターネット上の掲示板やSNSなどの利用にあたっては、常に書き込みの相手や読み手に配慮することが大切です。ルールとマナーを守って加害者にも被害者にもならないようにしましょう。

外国人の人権を尊重しましょう

日本に在留する外国人に対し、言語、宗教、生活習慣などの違いや無理解から、差別や偏見がみられます。例えば、住宅への入居や商店などへの入店を断る、就労に不合理的な扱いをするといった事案が発生しています。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がヘイトスピーチであるとして取り上げられ、社会的な問題となっています。ヘイトスピーチ解消法が施行された今もなお解消されていません。

こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけ、差別意識を生じさせることにつながりかねません。文化などの多様性を認め、生活習慣などの違いを正しく理解し、偏見や差別をなくしていく必要があります。

性自認(性同一性)・性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう

性的あり方(身体の性・性自認・性的指向・性表現など)は多様です。しかし、現状は多様な性への理解がなかなか深まっていない状況にあります。性的マイノリティの人に対するいじめや差別、偏見は人権問題です。まずは多様な性があることを知り、性的あり方の違いを尊重することが大切です。そして、もし困っている人がいたらどうすればよいかを考えてみましょう。性自認・性的指向などに関する少数派の人々への偏見や差別をなくすため、これらの問題についての関心と理解を深めていくことが大切です。

人権擁護委員の活動

人権擁護委員は地域の中から人権擁護に理解のある方を区長が推薦し、法務大臣が委嘱します。「『誰か』のことじゃない。」を重点目標に、様々な啓発活動を積極的に展開しています。

人権啓発活動

品川区人権擁護委員会では、憲法週間や人権週間における啓発活動に参加するとともに、毎年小学校に「人権メッセージ」の発表や「人権の花」運動、中学校に「人権作文」の協力をお願いします。本年の「人権メッセージ」には第一日野小学校4年生が参加しました。「人権の花」運動では三木・戸越・第四日野小学校の皆さんが「マリーゴールド」「サルビア」「日々草」の花を咲かせました。「人権作文」には浜川・富士見台・荏原第六中学校の皆さんが参加しました。このような活動を通して、思いやりの心を育み人権の大切さについて考えていただいています。

(東京人権擁護委員協議会・品川区人権擁護委員会)

区の人権擁護委員	江口 千枝(東五反田)	岸 朱実(中延)	後藤 基(西中延)
谷口 孝彦(旗の台)	野口 清彦(東大井)	長谷川一也(大井)	羽鳥 紀子(荏原)
増村 圭一(東大井)	松尾 和英(小山台)	村野 邦美(南品川)	

人権擁護委員による人権身の上相談

人権問題に関する悩みをお持ちの方はひとりで悩まずに、気軽にご相談ください。相談日/第1・3火曜日午後1時~4時 ※相談日1週間前の午前9時より電話予約。問い合わせ/区民相談室(☎3777-1111代) Fax5742-6599)

人権に関する法律をご存じですか

障害者差別解消法 [平成28(2016)年4月施行]
全ての人が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い共生する社会の実現をめざす法律

ヘイトスピーチ解消法 [平成28(2016)年6月施行]
日本に住む日本以外の出身者や子孫に対する差別意識の助長・誘発や、地域社会からの排除をせんとする不当な差別的言動の解消をめざす法律

部落差別解消推進法 [平成28(2016)年12月施行]
現在もなお存在する部落差別について、「部落差別は許されないもの」という認識の下、部落差別のない社会をめざす法律

アイヌ施策推進法 [令和元(2019)年5月施行]
先住民族であるアイヌの人々が民族の誇りをもって生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図ることで、全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざす法律



あなたの「気づき」が解決の第一歩(虐待かな?心配だわ)と思ったら

しながわ見守りホットラインへ

児童虐待は 03-3772-6622	高齢者虐待は 03-3772-6699
障害者虐待は 03-3772-6605	DVは 03-3777-6601

品川区総務部人権啓発課

北朝鮮人権侵害問題啓発週間

12月10日(土)~16日(金)

しながわ人権のひろば 2022

会場: 荏原文化センター(中延1-9-15)

品川区立学校人権標語・ポスター展

人権啓発パネル展(犯罪被害者支援の活動紹介など)

日時/12月3日(土)~5日(月)

午前9時30分~午後4時45分(5日は午後3時まで)

会場/レクリエーションホール

女性弁護士による法律相談

日時/12月3日(土) ①午前9時30分~正午②午後1時30分~4時

会場/第三講習室 定員/各5人(先着)

申込方法・問い合わせ/12月2日(金)までに、電話かFAXで男女共同参画センター(☎3784-0820 Fax3784-0823)へ

人権擁護委員による人権身の上相談

日時/12月4日(日) ①午前10時~正午②午後1時~3時

会場/第二講習室 定員/各2人(先着)

申込方法・問い合わせ/12月2日(金)までに、電話で区民相談室(☎3777-1111代) Fax5742-6599)へ



「しながわ人権のひろば2022」品川区立学校人権標語・ポスター展の様子は、後日、ケーブルテレビ品川で放映します(放映日時などは、追って区ホームページでお知らせします)。



毎年11月12日~25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です

内閣府では、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、令和2~4年度を「集中強化期間」としています。4年度は「性暴力を、なくそう」をテーマに、暴力の未然防止や拡大防止に向けて、様々な取り組みをしています。ひとりで悩まず、まずは相談をしてください。



- 男女共同参画センター 専門相談員によるDV相談 ☎3784-0820
- しながわ見守りホットラインDVダイヤル ☎3777-6601
- DV相談ナビ #8008

問い合わせ/品川区人権啓発課(☎3763-5391 Fax3768-5092)